

委任登録票

事務所

(事務所名)

(以下「所属事務所」)

及びその所属者(別紙の委任者リストに記載、以下「所属者」)は、所属者が、本名及び芸名またはユニット名ですで行った、また、これから行う実演に関する下記の「委任対象」について、PRE 管理委託契約約款(平成 27 年 3 月 24 日施行)その他の規程に基づき、その権利行使を PRE に委任し、これに関連して次に挙げる各事項を承諾または保証します。

1. 保証事項等

- 所属事務所または所属者が委任対象を地域の限定なく有しており、PRE に対する委任対象の権利行使が第三者の権利を一切侵害するものではないこと。これにつき疑義が生じた場合は、PRE の求めに応じて必要な資料等を全て PRE に提出すること。
- PRE 以外の者に対して委任対象の権利行使を委任していないこと。
- 所属者が本委任登録票提出以前に、事務所等に所属していた場合等にはその所属先、所属時期等を明確にして PRE に通知すること。
- 所属者が新たに事務所等に所属した場合は、所属事務所または所属者の責任において PRE に対して所定の手続を行うこと。
- 所属者が過去に事務所等に所属しており、所属中に出演した過去の作品の二次利用について、出演時事務所に廃業、解散、転居先不明などの事情がある場合ないしその他必要がある場合は、所属事務所または所属者が許諾し二次使用料を受領すること。
- PRE は、対象権利の権利管理を自ら行う場合のほか、その全部または一部を著作権等管理事業法(平成 12 年法律 131 号)に基づき登録された著作権等管理事業者、外国著作隣接権管理団体等に委託(再委任)することがあること。
- 所属事務所が、自ら権限を有する、あるいは所属者から適正かつ必要な授権を受けている等、本委任登録票を PRE に対して提示する完全な権限を有し、かつ第三者の権利を侵害しないこと。
- 上記各事項に反する場合、所属者に関する権利管理が適正に行われないことがあること、及びこれに関連して PRE が PRE 諸規程等に基づいて行った措置について PRE に責任を問わないこと。

2. 委任対象

(下記用語の解釈は別段の定めなき限り CPRA 及び aRma の管理委託契約約款の定める定義に従うものとします。)

- 商業用レコード二次使用料を受ける権利。(著作権法第 95 条)
- 期間経過商業用レコードの貸与報酬を受ける権利。(同第 95 条の 3 第 3 項)
- 放送される実演を有線放送した場合の報酬を受ける権利。(同第 94 条の 2)
- 私的録音録画補償金を受ける権利。(同 102 条第 1 項、第 30 条第 2 項)
- レコード実演の管理。
 - ①商業用レコードの貸与
 - ②放送用録音
 - ③番組制作音源サーバーへの蓄積
 - ④移動受信端末への録音
 - ⑤IP マルチキャスト送信
 - ⑥IP マルチキャスト送信以外の送信可能化
- 放送実演の管理。
 - ①国内における BS 放送
 - ②国内における CS 放送
 - ③国内における有線放送
 - ④海外における放送、有線放送、送信可能化等
 - ⑤上映目的の録音録画
 - ⑥市販用または貸与用ビデオグラムへの録音録画
 - ⑦IP マルチキャスト送信
 - ⑧IP マルチキャスト送信以外の送信可能化
- 放送番組の公益目的利用等。

(放送番組の非営利団体への提供、機器販売のための店頭での一時的利用、またはこれに準じる利用)
- その他、委託者が委任登録票の記載に従い、受託者に個別に委任する以下の管理業務。
 - ①実演家の実演に係る映像作品の部分利用
 - ②実演家の写真・肖像の使用
 - ③舞台等における実演等を収録した映像作品のビデオグラム化
 - ④日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟のレポート・ネット放送による報酬(同第 94 条第 2 項)の料率の交渉に関する業務
 - ⑤上記のほか実演家の映像実演にかかわる権利の行使、管理等に関する非一任型の業務(利用許諾、契約交渉、契約締結、使用料等対価の収受・分配その他これに附帯する業務)

